| 件 | | 名 | 愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 |
|-------|---|----|---------------------------------------|
| 主 | 管 | 課 | 障害福祉課 |
| 根拠法令等 | | 令等 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号) |

【制定の概要】

1 趣旨

平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法をより実効性あるものにするために、障がい者の権利擁護の推進に関する広域専門相談員の配置や、市町及び広域専門相談員等によっても解決困難な案件に対応する機関(愛媛県障がい者差別解消調整委員会)を設置するとともに、障がいに対する県民の理解と関心を深め、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる「共生社会」の実現を目的として、本条例を制定する。

2 条例の構成

- (1) 総則
 - ①目的、定義、基本理念
 - ②県、市町、県民等の責務
- (2) 権利擁護の推進
 - ①障がいを理由とする差別の禁止
 - ②相談体制の整備 (広域専門相談員の配置)
 - ③問題解決の仕組みづくり (愛媛県障がい者差別解消調整委員会の設置)
- (3) その他
 - ①普及啓発、交流促進
 - ②情報・コミュニケーションに対する支援

施 行 日 | 平成28年4月1日

【その他参考事項】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(抄)

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止 又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を 深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。